


# 監事監査報告書

平成24年5月28日

学校法人 松山東雲学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事 烏谷紀興 

監事 永井 毅江 

私ども監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人松山東雲学園寄附行為第8条第2項の規定に基づき、平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の学校法人の業務、財産の状況及び計算書類等、すなわち事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）及び財産目録について監査を行いました。

その結果を以下の通り報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

平成23年度に開催された理事会（19回開催）、評議員会（5回開催）に出席し、理事長から業務の執行の報告を聴取したほか、重要な決裁書類等を閲覧し、学校法人の運営全般及び財産の状況を調査しました。

また、えひめ監査法人の指定社員である丸木公介公認会計士からは平成24年5月21日に監査の報告及び説明を受け、計算書類等につき検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財政状況を示していると認めます。
- (2) 学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実は認められません。

以上